

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県重要無形民俗文化財の指定の解除

(文化伝承課)

一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

一

施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更

(同)

四

号外(一) 令和元年五月十日

告示

岐阜県告示第三号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条の二第七項の規定により、次の岐阜県重要無形文化財の指定が解除されたので、その旨告示する。

令和元年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

指定を解除された岐阜県重要無形文化財

指定番号	種目	名称	保持者	住所
岐重無四三	工芸技術	郡上本染	渡邊 庄吉	郡上市八幡町島谷七三七番地

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和元年五月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

第四十七条中「参議院名簿登載者の氏名」の下に「法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位」を加える。

別記第二十号様式の三を次のように改める。

第20号様式の3 (第47条関係)

参議院名簿掲載者の氏名 <small>(ふりがな)</small>		氏名	氏名	氏名	氏名	参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示 年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 何市(町) (村) 選挙管理委員会
		氏名	氏名	氏名	氏名	
参議院名簿届出 政党等の名称 <small>(ふりがな)</small>	参議院名簿届出 政党等の名称 <small>(ふりがな)</small>	氏名 <small>(順位)</small> 1 氏名 2 氏名 3 氏名	参議院名簿届出 政党等の名称 <small>(ふりがな)</small>			

注1 掲示すべき名簿届出政党等の数が多いときは、二段以上とすることができる。
 この場合において、名簿届出政党等の掲示の順序は、上から下へ、以下同様の順序で左へ移行する。

注2 優先的に当選人となるべき候補者については、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載する。

附 則

この規程は、令和元年五月十日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和元年五月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

所在地の変更

名 称	変 更 後	変 更 前
第三岐阜老人ホーム	岐阜市日野東5丁目1番1号	岐阜市北一色7丁目20番1号

令和元年五月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社